

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 東北財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年3月10日 |
| 【会社名】 | インスペック株式会社 |
| 【英訳名】 | inspec Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 菅原 雅史 |
| 【本店の所在の場所】 | 秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1 |
| 【電話番号】 | 0187(54)1888 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 富岡 喜栄子 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1 |
| 【電話番号】 | 0187(54)1888 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 富岡 喜栄子 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等） |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 2,600,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 856,700,000円 （注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 650,000個（新株予約権1個につき1株） |
| 発行価額の総額 | 2,600,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき4円 （新株予約権の目的である株式1株につき4円） |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成29年3月27日（月） |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | インスペック株式会社 管理本部 秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1 |
| 払込期日 | 平成29年3月27日（月） |
| 割当日 | 平成29年3月27日（月） |
| 払込取扱場所 | 株式会社秋田銀行 角館支店 |

（注）1．第8回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）については、平成29年3月10日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の第三者割当契約（以下、「本契約」という。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は650,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 本新株予約権の行使価額は、割当日翌日以降、割当日翌日（当日を含む。）から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（初回の修正については割当日翌日）（当日を含む。）から起算して5価格算定日目の日の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、修正日に先立つ5連続価格算定日（以下、「価格算定期間」という。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、上限行使価額（以下に定義する。）を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>(2) 前号の規定に関わらず、いずれかの修正日において基準行使価額が2,888円（以下、「上限撤回価額」という。）を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）となる。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限及び上限 「下限行使価額」は当初722円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 「上限行使価額」は当初2,166円とするが、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）となる。但し、上限行使価額及び上限撤回価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 650,000株（発行済株式総数に対する割合は24.93%）</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 471,900,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> | <p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> | <p>本新株予約権の目的である株式の総数は650,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> |
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、1,314円とする（以下、「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、割当日翌日以降、割当日翌日（当日を含む。）から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額（但し、当該金額が、上限行使価額を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> |

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

| | |
|--|---|
| | <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> | <p>856,700,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| <p>新株予約権の行使期間</p> | <p>1. 本新株予約権の行使期間 平成29年3月28日(当日を含む。)から平成29年8月22日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずものとする。)</p> |
| <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> | <p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社秋田銀行 角館支店</p> |

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 該当事項なし。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」、「(5) 他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、現在の当社の資金ニーズに最も合致していることから、本資金調達によるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本資金調達手法を採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社は「社会の繁栄と発展に貢献する」という経営理念のもと、現在進行中の中期経営計画に取組中であり、海外も含め事業拡大を目指して鋭意取り組んでおります。当社の主要事業は、半導体パッケージ基板及びフレキシブル基板の外観検査装置の開発・製造・販売です。セグメントとしては、半導体分野及び精密プリント基板分野となります。

半導体、特にCPUやGPUは車の自動運転化や人工知能の進化に伴い、今後さらに精密化が進んでいきます。このため、現在の主力分野であるハイスペックの検査装置は、今後も安定的に需要が拡大していくものと予測しております。

当社では、これと並んで今後急速に拡大が見込まれるフレキシブル基板（FPC）（注）のロールtoロール式検査装置を開発し、提供をはじめました。

半導体分野では、スマートフォンのさらなる進化、ウェアラブル機器の拡大などにより、外観検査を必要とするFPCの使用割合が急速に拡大しております。FPCはその生産規模が大きいため、その生産工程において、ロール状の製品を連続的に検査できる高速検査装置のニーズが拡大しております。

FPCは、数百メートルの長さのものがロール状に巻き取られた状態で仕上がってくるため、これを効率的に検査するにはロールtoロール式連続検査の技術が必要になります。最新のFPCに形成されている精密なパターンを連続的に検査するためには、極めて高い技術が必要となり対応できるメーカーは限られております。当社は、液晶用TABテープ検査装置で培った技術をベースに、いち早くFPCメーカーのニーズに対応しており、多くの大手FPCメーカーから引き合いを頂いております。

このような状況の中、当社は今年に入り当該検査装置の初号機の受注を獲得しましたが、今後リピートオーダーが見込まれることに加え新たなユーザーからの受注の可能性も高まっていることから、受注の急拡大が予想されます。

当社の生産方式は受注生産を基本方針としておりますが、従来製品のリピート機の場合お客様からの入金受注後3～4ヶ月であるのに対し、FPC用のロールtoロール検査装置の場合は装置規模が大きく、受注から入金までは6ヶ月以上かかるものと思われま。一方、主要部材の仕入れの支払は、受注後2～3ヶ月に行われ、お客様の入金に対して時間的に先行しますが、特にFPC用のロールtoロール検査装置の場合には、装置規模が大きい分多額の主要部材の仕入れ支払が先行することとなります。従って、今後FPC用のロールtoロール検査装置の受注が急拡大した場合には、当社の従来の運転資金に加えて、当該受注に係る主要部材の仕入れ支払のための多額の運転資金（以下、「仕込調達資金」という。）が追加が必要となることから、今回の資金調達により増加運転資金の対応を図ることが、財務基盤の健全性を確保しながら今後の成長を実現していくために必要不可欠であると考えております。以上の通り、現在の主要製品である精密基板向け検査装置に加え、新たな成長エンジンとして、FPCのロールtoロール検査装置とインライン検査装置を3本柱として、今後の成長を実現するための資金としてこの度の資金調達を実施するものであります。

（注） FPC（Flexible Printed Circuits）：

『フレキシブルプリント回路基板』や『フレキシブルプリント配線板』と呼ばれ、絶縁性を持った薄く柔らかいベースフィルムと銅箔等の導電性金属を貼り合わせた基材に電気回路を形成した基板を指します。

また、平成27年3月に、当社はFirst EIE SA（所在地：スイス、ジュネーブ）（以下、「F E I E社」という。）の株式の過半数を取得し、同社を連結子会社化しております。F E I E社は、社員16名のコンパクトな会社ですが、ガラスやフィルムなどにプリント基板のパターンの原版をつくる装置の開発・製造・販売を一貫して行っており、業界では一定のブランドとなっております。近年はダイレクトイ

メーキング装置(原版を使わずに基板に直接パターンを描画する装置)を開発しており、今後これが大きく伸びる可能性があることに加えて、同社には、成長が予想される有機ELテレビ用に大型サイズのダイレクトイメージング装置を作ってほしいとの要望が顧客から寄せられており、これについて当社の液晶検査装置で蓄積した技術を提供することで、特に当社の海外事業の拡大の面でシナジーを見込むことができることから同社の買収を決定しました。当該株式取得に際して締結した株式購入契約においては、相手方が直ちに保有株式の全てを譲渡することを希望しなかったことや当社としても直ちに相手方が保有する株式の全てを取得するのに十分な資金を確保できなかったことを考慮し、平成27年3月30日に当社がF E I E社株式51%を購入すること(第一段階の取引)及び平成30年3月30日に当社がF E I E社株式38%を購入すること(第二段階の取引)が合意されております。これらのうち第一段階の取引に関しては、取得資金として、(株)日本政策投資銀行、(株)東京都民銀行及び(株)リサ・パートナーズが出資しているとうきょう活性化基金投資事業有限責任組合からの450百万円の融資を受けており、平成29年1月31日時点における融資残高は270百万円(平成29年3月21日に予定されている約定弁済後は245百万円)となっております。

上記のように今後の成長に応じた受注の増加により、今回の資金調達で調達する仕込調達資金を超える運転資金が必要となる可能性も十分にあり得るため、当該超過部分について必要となる運転資金も増加し、キャッシュ・フローが圧迫されることが予想されることに加えて、大手電子部品メーカーの協力のもと当社が2年前から開発に取り組んでおりました精密電子部品(チップコンデンサー等)のインライン検査装置について、当該メーカーによる評価作業が終了し、量産ラインへの展開に入ったため、これに対応するための資金も必要となることから、当該融資の元本と利息について早期に返済をし、その結果生まれる余剰キャッシュ・フローを今後の当社の事業の加速化に使用することが当社の企業価値の向上と今後の成長のために有益であることから、今回の資金調達により当該融資の早期弁済を実施したいと考えております。

また、第二段階については、平成30年3月30日時点で株式を追加購入する場合には342万スイスフラン(381百万円)(1株当たり1,800スイスフラン(200,646円))の支払いが必要となるのに対して、当社の早期取得のインセンティブのため、それ以前に追加購入をする場合にはこれよりも安い金額(1株当たり1,500スイスフラン(167,205円)及び300スイスフラン(33,441円)を日割計算(平成27年3月30日(同日を含まない。))からオプションを行使する日(同日を含む。))までの経過日数を1095日で除して計算します。)した金額)で購入することができるオプションが当社に付与されていることから、当社が当該オプションを行使することで取得費用を削減(最大約19,264千円)することができます。当社としては、残りの株式38%分の株式取得費用についても今回の資金調達から充当し、F E I E社の買収を早期に完了させることによって取得費用を削減し、その結果生まれる余剰キャッシュ・フローを精密電子部品(チップコンデンサー等)のインライン検査装置の量産体制の構築等の今後の当社の事業の加速化に使用することが当社の企業価値の向上と今後の成長のために有益であると共に、当社の海外事業拡大に向けてさらに推進力を強めてまいれる所存です。

(注) スイスフランから日本円への換算は、1スイスフラン=111.47円の換算率(平成29年2月28日に株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売買相場の仲値)により計算しております。以下、本届出書において同様です。

F E I E 社の概要

| | | | |
|----------------------------------|--|--|-----------|
| 名称 | First EIE SA | | |
| 所在地 | Chemin de la Graviere 2-1227 Geneve, Switzerland | | |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 菅原雅史 | | |
| 事業内容 | プリント基板用フォトプロッター、インクジェットプリンター、ダイレクトイメージング装置の開発、製造、販売、サービス | | |
| 資本金 | 500千スイスフラン（55,735千円）（平成28年12月末時点） | | |
| 設立年月日 | 平成5年3月23日 | | |
| 大株主及び持株比率 | 当社 51% Michel A. Juillerat 33% Sylvain C. Skynazy 5% | | |
| 当社と当該会社との関係 | 資本関係 | 当社は、当該会社の株式の51%を保有しております。（連結子会社） | |
| | 人的関係 | ・当社の代表取締役が当該会社の代表取締役を兼任しております。 ・当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼任しております。 | |
| | 取引関係 | 該当ありません。 | |
| 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 単位：千スイスフラン | | | |
| 決算期 | 平成26年12月期 | 平成27年12月期 | 平成28年12月期 |
| 純資産 | 1,473 | 1,434 | 1,427 |
| 総資産 | 2,063 | 2,020 | 2,517 |
| 1株当たり純資産 （スイスフラン） | 294.72 | 286.93 | 285.57 |
| 売上高 | 3,992 | 4,483 | 5,209 |
| 営業利益 | 11 | 103 | 58 |
| 当期純利益 | 8 | 13 | 6 |
| 1株当たり当期純利益 （スイスフラン） | 1.74 | 2.79 | 1.36 |
| 1株当たり配当金 | | | |

一方、当社の国内の子会社であるクラー口株式会社は、がんの病理検査のデジタル化の基本ツールであるデジタルスライドスキャナー（国際的な名称は、WSI<Whole Slide Imaging>：病理検査等に使用する高倍率・高解像度の顕微鏡画像をコンピューターに取り込み、デジタルデータ化して複数の病理専門医による検査や、遠隔地での検査を可能とするもの）を日本で最初に開発した（旧）株式会社クラー口から全事業を譲受け（その後現在の社名に変更）、高度医療分野の発展に貢献するべく、今後競争力のある製品開発と同時に販売力の強化を図り、事業の成長を実現させるべく活動しております。具体的には、国内の深刻な病理専門医の不足問題を解決するため、デジタル化による遠隔検査やダブルチェック体制の確立などが喫緊の課題となっておりますが、病理検体の画像は顕微鏡レベルの倍率で撮像するため一検体の画像が1GB前後という巨大画像であることなどにより、病理検査のデジタル化の普及は進んでおりませんでした。これに対して、病理専門医の不足により生じている諸問題を解決するべく、関係機関による病理検査のデジタル化の実現に向けた具体的な取り組みが現在進められており、当社ではかかる状況を踏まえて病理検査のデジタル化が早晩実現すると予測しております。

クラー口株式会社は、WSIのパイオニアとして積極的にWSIの普及に取り組むことで、病理検査のデジタル化の実現及び医療の高度化に貢献したいと考えております。

また、当社では直接的に病理専門医の不足問題に貢献するため、クラー口株式会社のWSIによる病理検体のデジタル画像を用いて、AI（人工知能）による病理検査支援システムの開発への取り組みを開始しました。

具体的な取り組みとして、平成28年12月5日に「人工知能（AI）技術を用いた病理診断支援ツール開発への取り組みについてのお知らせ」を公表しておりますが、東京大学大学院医学系研究科の佐々木毅

准教授が申請しておりました、平成28年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業〔臨床研究等ICT基盤構築研究事業〕「研究課題名：病理デジタル画像・人工知能技術を用いた、病理画像認識による術中迅速・ダブルチェック・希少がん等病理診断支援ツールの開発」）が採択されたことに伴い、当社はメタデータ社（ ）と共に本プロジェクトのメンバーとしてAIによる病理診断支援ツールの開発に取り組み、上記のような病理検査分野の課題解決の一助となるよう高精度なAIシステムの構築のための研究開発を進めております。今後は、当社が今回調達する資金を用いてAIによる病理診断支援ツールに係るソフトウェア及びビッグデータ解析のための研究開発を1年間行った後、その後の2年間は当該研究開発によって構築されたシステムを利用してメタデータ社が中心となってビッグデータの解析処理を行い、最終的には、3年後を目標に病理検査支援システムの実用化を目指してまいります。

以上に加えて、画像認識という観点からは、病理検査と半導体の検査は技術的に共通する部分が多く、高精度なAIシステムの構築は病理診断支援ツールのみならずより高性能な半導体検査装置の開発にも資するものと当社では考えております。かかる観点からは、病理診断支援ツールの開発と並行して、当社においても半導体検査装置用のAIシステムの構築を進める予定であり、こちらについては1年以内を目処に事業化を目指していきたいと考えております。

当社は、上記のようなAI技術研究開発を事業として成立させるために必要なシステムの構築に、この度の資金調達の一部を充当するものであります。

メタデータ社の概要

人工知能深層学習のシステムを開発しており、画像認識で猫の種類を言い当てる人工知能を開発（実装例：「なに猫API」 参照：<http://www.metadata.co.jp/whatcatapigaiyou.html>）するなど、AIシステム開発においてはパイオニア的存在の会社です。

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 名称 | メタデータ株式会社 |
| 所在地 | 東京都文京区本郷3-25-4 津久井21ビル4F |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 野村 直之 |
| 事業内容 | 自然言語解析技術や人工知能技術等を活用した分析ツールの提供 |

なお、当社は、平成28年3月8日付で、証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告を受け、金融庁長官より平成28年3月9日付で「審判手続開始決定通知書」を受領しましたが、一部に当社の認識と異なる点がみられたことなどから、違反事実及び課徴金の額を否認ないし争う内容の答弁書を平成28年3月30日に提出しております。その後数回の審判手続を経ておりますが、現時点において、まだ金融庁からの決定通知の受領に至っておりません。このような状況ではありますが、上記のとおり、現時点において資金調達を行うことが当社の今後の成長のために必要不可欠であると判断したため、この度の資金調達を実施するものであります。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEVO FUNDとの間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日翌日（当日を含む。）から、その81価格算定日目の日（当日を含む。）（以下、「全部コミット期限」という。）までの期間（以下、「全部コミット期間」という。）に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。81という日数は、16価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議のもと決定されたものであります。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日翌日（当日を含む。）から、その41価格算定日目の日（当日を含む。）（以下、「前半コミット期限」という。）までの期間（以下、「前半コミット期間」という。）に、300,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。

41という日数は、当社において8価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものでありますが、（上記「（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載のとおりF E I E社株式の追加取得の対価が日割計算で定められていることとの関係上）当社としては平成29年5月以降可及的速やかにF E I E社株式の追加取得を行いたいと考えており、そのためには平成29年5月時点でこれに足りるだけの資金を確保しておきたいという点（詳細については、下記「2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 子会社買収資金」を参照。）を踏まえて、可及的速やかな本新株予約権の行使を実現するべく割当予定先との協議をした上で、割当予定先との協議のもと決定されたものであります。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成29年7月24日（本新株予約権の発行日翌日の81価格算定日目の日）であり、前半コミット期限は平成29年5月26日（本新株予約権の発行日翌日の41価格算定日目の日）となりますが、これらの期限までに取引停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合（以下、「コミット期間延長事由」という。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計4回（20価格算定日）を上限とします。）。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計2回（10価格算定日）を上限とします。）。なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の割当日翌日以降、割当日翌日（当日を含む。）から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を9%として計算することとしました。但し、当該金額が、上限行使価額を上回る場合には上限行使価額が修正後の行使価額となり、下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「上限行使価額」は当初2,166円とし、「下限行使価額」は当初722円としますが、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額を超える場合、当該修正日における修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々¹の売買高加重平均価格（VWAP）を基準に算出される基準行使価額となります（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額が修正後の行使価額となります。）。当該上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、上記「(1) 資金調達の目的」に記載の通り、現時点において資金調達を行うことで今後の成長分野への投資を行うことが当社の今後の成長にとって最善であると判断したことから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット、デメリット、及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本資金調達方法が新製品の受注増加に対応するための仕込調達資金、子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金並びにAI技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本資金調達方法を採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

短期間における確実な資金調達

本新株予約権（対象となる普通株式650,000株）は、原則として平成29年7月24日までに全部行使（全部コミット）されます。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成29年5月26日までに、本新株予約権の46%（対象となる普通株式300,000株）の行使もコミット（前半コミット）されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は650,000株で固定されており、株価動向に係わらず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している650,000株について、2,166円という上限行使価額を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価上昇時の資金調達額の限界

上限撤回価額2,888円を超える場合には、上限行使価額は適用されず資金調達額に上限は無くなるものの、上限撤回価額を超えない場合には、上限行使価額が2,166円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額は上限行使価額による調達額が上限となります。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり（例えば、当社の平成29年2月28日時点の時価総額を前提として、仮に希薄化率15%の公募増資を実施したとしても調達額は570百万円以下となります。）、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達に困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であり、当社としては現時点における資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、今回の必要額に鑑みると、これを株式で調達した場合には当社の経営権に相当程度の影響が及ぶ可能性も否定できず、経営権に影響を及ぼさないいわゆる純投資の投資家のうち当社に対して必要額の投資を行う投資家は当社が知る限り存在しないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

C B

C Bは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考えた場合、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額を別の方法で捻出することが株主の皆様のご利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある(当社としては公募増資よりも多額の資金をコミットメント型ライツ・イシューで調達できるものとは想定しておりません。)点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である株主の応募率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本契約を締結いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役社長菅原雅史氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 856,700,000 | 8,000,000 | 848,700,000 |

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（2,600,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（854,100,000円）を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額は、次の通りであります。払込金額に連動するものとして、登記費用3,200千円及び証券代行費用1,800千円、払込金額に関係なく支出するものとして、価額算定及び調査費用1,300千円、弁護士費用及び届出書作成費用等1,700千円。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計848,700,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。
 <本新株予約権発行による調達資金>

| 具体的な使途 | | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|------------|---|---------|-----------------|
| 運転資金 | 新製品（フレキシブル基板のロールtoロール検査装置）の受注増加に対応するための仕込調達資金 | 150 | 平成29年8月～平成30年4月 |
| 子会社買収資金 | ()子会社の株式取得時の借入返済 | 245 | 平成29年5月～平成29年6月 |
| | ()追加株式取得資金 | 369 | 平成29年5月～平成29年8月 |
| AI及び医療関連機器 | AI技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発資金 | 84 | 平成29年5月～平成30年4月 |

- (注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、（相対的に少額かつ細分化されている使途の方が下記の短期借入等の追加での資金調達での対応がし易いことに鑑み）子会社買収資金、運転資金並びにAI及び医療関連機器の順序でこれを充当すると共に、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定であり、超過した場合には一般運転資金として利用することを想定しております。上記の通り、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、この点は許容可能と判断しております。なお、デリバティブ取引や株式運用取引等を実施する予定はありません。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

運転資金（新製品（フレキシブル基板のロールtoロール検査装置）の受注増加に対応するための仕込調達資金）

FPCの生産数量の増加に対応するためのロールtoロール式検査装置を受注した場合には、当該装置の納品及び入金に先立って当社の負担で高性能カメラ等の高価な部材を購入する必要があります。現時点においては、当社は来年度について4台（合計金額約350百万円）の受注計画を立てており、これを前提とすると、部材の仕入れを行うための資金として約180百万円が必要となりますが、かかる金額のうち初号機の売上金から拠出する予定の30百万円を除いた部分について、計150百万円を平成29年8月から平成30年4月にかけて充当してまいります。

子会社買収資金（子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金）

- () F E I E 社の子会社化の際に行った、(株)日本政策投資銀行、(株)東京都民銀行及び(株)リサ・パートナーズが出資しているときょう活性化基金投資事業有限責任組合からの450百万円の借入（平成29年3月21日時点の残高は245百万円）の早期弁済のために、必要となる運転資金の増加に伴いキャッシュ・フロー確保の重要性が増すことが予想される平成29年8月頃に備え、平成29年5月から同年6月の間に245百万円を充当します。
- () また、平成29年3月30日に、Sylvain C. Skynazy氏から250株及びMichel A. Juillerat氏から1,650株、合計1,900株を約381百万円（342万スイスフラン。取得単価及び付帯費用を含みます。）で購入する旨合意していますが、当該購入を早期に完了させることによって取得費用を削減させるため、F E I E 社株式の追加取得資金として、平成29年5月から平成29年8月の間に最大約369百万円（3,310千スイスフラン）を充当し、余剰が生じた場合は一般運転資金として充当してまいります。
- なお、当社は、当該株式取得の際にデュー・デリジェンスとして現地での企業実態の確認並びに主要な役員及び社員とのインタビューを実施したうえで、F E I E 社の企業価値について、純資産+将来キャッシュ・フロー（NOPLAT）+無形資産の考え方を採用し、当期利益から計算した時価総額及び自己資本から計算した時価総額がどちらも企業価値評価額（907百万円）を上回っていたことから、株式取得に至ったものであります。

A I 及び医療関連機器（A I 技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発資金）

A I システムの構築に際しては高性能のハードウェアが複数必要となるところ、平成29年5月から平成29年10月にかけて必要に応じて順次ハードウェアを購入し、計16百万円を充当してまいります。また、A I による病理診断支援ツールに係るソフトウェアの研究開発及びビッグデータ解析のための資金として、平成29年5月から平成30年4月にかけて34百万円を充当すると共に、半導体検査装置用のソフトウェアの研究開発及びビッグデータ解析のための資金として、平成29年5月から平成30年4月にかけて34百万円を充当してまいります。

以上の施策を目的として、当社は平成29年3月10日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

| | | |
|--------------------|-----------------------|--|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | EVO FUND |
| | 本店の所在地 | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下の通りとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山 昌司、ダニエル・シャイアマン |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム |
| | 資本金 | 払込資本金：1米ドル 純資産：約64.9百万米ドル |
| | 事業の内容 | ファンド運用金融商品取引業 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | EVO Feeder Fund 100% |
| b. 提出者と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引等関係 | 該当事項はありません。 |

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、新製品の受注増加に対応するための仕込調達資金、子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金並びにAI技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発にかかる資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

機動的かつ確実な資金調達という点においては、本来であれば第三者割当増資など当初に一括で資金調達ができる資金調達方法が望ましいものの、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（5）他の資金調達方法」に記載の点に鑑み、かかる資金調達方法による資金調達を実施しておりませんでした。

そのような中で、平成28年12月に、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン）から本新株予約権の提案と、本新株予約権の引受の意向を有し、過去に同様の新株予約権の引受け3件の実績を有するEVO FUNDの紹介を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、株式会社フューチャーベンチャーキャピタル（平成28年9月発行、同年12月行使完了）の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割当てられた新株予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 有光素生）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、650,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本契約を締結します。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という。)を行わせないこと。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成29年2月28日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるEVO FUNDの代表であるマイケル・ラーチ氏に対して平成29年2月21日に、直接、割当予定先の反社会的勢力に対する方針についてヒアリングし、その結果、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、またEVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介されたEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所:東京新宿区西新宿4-32-13 代表取締役:中村勝彦)に割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、本調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を4円とし、本新株予約権の行使価格は当初、行使価格の修正における計算方法に準じて、平成29年3月9日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し9%下回る額としました。

本新株予約権の発行価格の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジ（モンテカルロ・シミュレーションの結果、統計上想定される評価額の範囲）を参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価格は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員が、平成29年3月10日付で、当社取締役会に対して、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価格、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの上限を下回っていないことを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数650,000株（議決権数6,500個）は、平成29年1月31日現在の当社発行済株式総数2,607,300株及び議決権数26,069個を分母とする希薄化率は24.93%（議決権ベースの希薄化率は24.93%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を新製品の受注増加に対応するための仕込調達資金、子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金並びにAI技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発にかかる資金に充当する予定であり、企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は122,681株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数650,000株を、割当予定先の全部コミット期間である81価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は8,024株（直近平均6ヶ月平均出来高の6.5%）となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大650,000株（議決権6,500個）ですが、新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|---|--|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| EVO FUND | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands | - | - | 650,000 | 19.97 |
| 菅原 雅史 | 秋田県仙北市 | 260,600 | 10.00 | 260,600 | 8.01 |
| 株式会社滋慶 | 大阪市中央区島之内1丁目10番15号 | 227,300 | 8.72 | 227,300 | 6.98 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号 | 190,700 | 7.32 | 190,700 | 5.86 |
| 株式会社国際教育センター | 大阪市中央区島之内1丁目10番15号 | 84,700 | 3.25 | 84,700 | 2.60 |
| 高橋 秋男 | 秋田県大仙市 | 82,000 | 3.15 | 82,000 | 2.52 |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町1丁目4番地 | 81,800 | 3.14 | 81,800 | 2.51 |
| 小林 晃 | 秋田県仙北市 | 75,800 | 2.91 | 75,800 | 2.33 |
| 株式会社ユープランニング | 大阪市中央区島之内1丁目11番30号 | 74,700 | 2.87 | 74,700 | 2.29 |
| タイワン コン キン カンパニ リミテッド(常任代理人 W K K ジャパン株式会社) | 5F-4, NO. 66, NAN KAN RD, SEC. 2, LU-CHUHSIANG, TAOYUAN, TAIWAN (東京都港区芝公園1丁目7-15) | 47,400 | 1.82 | 47,400 | 1.46 |
| 鈴木 貴博 | 東京都港区 | 45,000 | 1.73 | 45,000 | 1.38 |
| 計 | - | 1,170,000 | 44.91 | 1,820,000 | 55.91 |

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年10月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年10月31日時点の総議決権数(26,054個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(6,500個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

4. 平成28年12月13日付及び平成29年2月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社滋慶より変更届が提出されておりますが、実質保有状況の確認ができないため、平成28年10月31日時点での状況を記載しております。

5. 平成29年2月14日付で公衆の縦覧に供されている臨時報告書において、主要株主の異動について報告されておりますが、実質保有状況の確認ができないため、平成28年10月31日時点での状況を記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第28期、提出日平成28年7月25日）及び四半期報告書（第29期第3四半期、提出日平成29年3月10日）（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年3月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年3月10日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

組込情報である第28期有価証券報告書の提出日（平成28年7月25日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成28年7月25日提出の臨時報告書）

[提出理由]

平成28年7月22日開催の当社第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年7月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報をインターネットを利用して開示するため、現行定款第15条の一部を変更する。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、菅原雅史、村上知広、富岡喜榮子、能田正行、石村俊一の5氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、菅原佳典、佐野元彦、藤田幸治の3氏を選任する。

第4号議案 第7回ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|--------|--------|-------|-------|-------|----------------|
| 第1号議案 | 14,183 | 36 | - | (注) 1 | 可決 99.7 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 菅原 雅史 | 14,168 | 51 | - | (注) 2 | 可決 99.6 |
| 村上 知広 | 14,168 | 51 | - | | 可決 99.6 |
| 富岡 喜榮子 | 14,168 | 51 | - | | 可決 99.6 |
| 能田 正行 | 14,168 | 51 | - | | 可決 99.6 |
| 石村 俊一 | 14,157 | 62 | - | | 可決 99.6 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 菅原 佳典 | 14,173 | 46 | - | (注) 3 | 可決 99.7 |
| 佐野 元彦 | 14,172 | 47 | - | | 可決 99.7 |
| 藤田 幸治 | 14,162 | 57 | - | | 可決 99.6 |
| 第4号議案 | 14,155 | 64 | - | (注) 4 | 可決 99.5 |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(平成28年9月7日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主である筆頭株主となるもの 菅原 雅史
 主要株主である筆頭株主に該当しなくなるもの 株式会社滋慶

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主である筆頭株主となるもの
 菅原 雅史

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 2,606個 | 10.02% |
| 異動後 | 2,606個 | 10.02% |

主要株主である筆頭株主でなくなるもの
株式会社滋慶

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 2,713個 | 10.43% |
| 異動後 | 2,293個 | 8.82% |

(注) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権の数に対する割合」は、当社の平成28年4月30日現在の発行済株式総数2,601,300株から、同日現在の議決権を有しない株式数200株を控除した議決権の数26,011個を基準に算定し、比率は小数点第3位以下を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年9月2日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 485,924,055円

発行済株式総数 普通株式 2,603,800株

(平成28年12月22日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社は、平成28年12月20日開催の取締役会において、当社連結子会社でありますテラ株式会社と株式会社クラークの間で、クラークの全事業をテラが譲受けることについて決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当社連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : テラ株式会社

住所 : 青森県弘前市土手町212-1

代表者の氏名: 代表取締役 菅原 雅史

(2) 当該事業の譲受先の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社クラーク

住所 : 青森県弘前市土手町212-1

代表者の氏名: 代表取締役 高松 輝賢

資本金 : 251百万円

事業の内容 : 医療・福祉機器の製造販売

(3) 当該事業の譲受けの目的

株式会社クラーク（以下、クラーク）は、病理検査のデジタル化の基本ツールであるバーチャルスライド（国際的な名称は、WSI <Whole Slide Imaging> 病理検査等に使用する高倍率・高解像度の顕微鏡画像をコンピューターに取り込み、デジタルデータ化して複数の病理専門医による検査や、遠隔地での検査を可能とするもの）を日本で最初に開発した会社であり、この分野のパイオニアであります。一方、テラ株式会社（以下、テラ）は、スポンサーとしてクラーク事業に参画して以来今日まで、クラークの総代理店としてその製品の販売を担うのみならず、国内及び海外の病理検査分野の実態調査やバーチャルスライドのニーズを調査し、バーチャルスライド事業及び病理検査のデジタル化に関連する事業の可能性を調査してまいりました。

その結果、国内は、病理専門医の不足が深刻な問題となっており、病理検査のデジタル化を進めることでその課題の解決を図って行かざるを得ない事、また中国を始めアジア諸国においては国内以上に病理専門医が不足しており、日本に続いて病理検査のデジタル化が急速に広がりつつあること、さらに米国やヨーロッパの先進国においては、すでに病理検査のデジタル化は拡大期に入っていることなどが明らかとなったことから、当社及びテラは、バーチャルスライド事業は、世界市場において極めて有望な事業分野であると判断いたしました。

この有望市場に対し、製品開発力、マーケティング力、サービス体制等を強化し高い成長を実現していくには、テラがクラーロから事業を譲受け、事業拡大に取り組むことが最適な方法であると考え、クラーロと協議を進めてきた結果、事業譲受けの期日を平成29年1月12日とすることの合意に至りました。

(4) 当該事業の譲受の契約の内容

クラーロの事業全部をテラが譲受けするものであります。

(平成29年2月14日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 菅原 雅史

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

| | | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-------|-----|---------|----------------|
| 菅原 雅史 | 異動前 | 2,606個 | 10.00% |
| | 異動後 | 2,606個 | 9.99% |

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権に対する割合は、平成28年10月31日現在の株主名簿に基づく総株主等の議決権の数26,054個を基準に算出しております。

2. 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、(注) 1. で用いた総株主等の議決権の数26,054個に、平成29年2月13日までに平成25年7月1日に発行した第5回新株予約権の行使により増加した20個を加算した総株主等の議決権の数26,074個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成29年2月13日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 486,762,055円

発行済株式総数 普通株式 2,607,800株

3. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第28期、提出日平成28年7月25日）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年3月10日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数（株） | 発行済株式総 数残高（株） | 資本金増減額 （千円） | 資本金残高 （千円） | 資本準備金増 減額（千円） | 資本準備金残 高（千円） |
|---------------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成28年5月1日～ 平成29年3月10日 (注) | 7,300 | 2,608,600 | 2,350 | 487,750 | 2,350 | 2,350 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | | |
|-------------------|---------------------|--------|--------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第28期) | 自 至 | 平成27年5月1日 平成28年4月30日 | 平成28年7月25日 東北財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の 訂正報告書 | 事業年度 (第28期) | 自 至 | 平成27年5月1日 平成28年4月30日 | 平成28年7月29日 東北財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第29期第3四半期) | 自 至 | 平成28年11月1日 平成29年1月31日 | 平成29年3月10日 東北財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年7月22日

インスペック株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インスペック株式会社及び連結子会社の平成28年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成28年6月24日及び平成28年7月1日開催の取締役会において、平成27年7月24日開催の定時株主総会の委任を受け、第6回ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議している。
 2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成28年7月22日開催の定時株主総会において、会社法に基づき、会社及び連結子会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役及び従業員に対し、第7回ストック・オプションとして新株予約権を発行すること並びに募集事項の決定を取締役に委任することを決議している。
 3. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成28年6月30日開催の取締役会において、連結子会社であるテラ株式会社を譲受会社として、株式会社クラークの事業である医療関連画像処理システムの研究開発及び製造販売からサービスまでの全事業を譲り受ける旨の事業譲渡契約を締結することを決議している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インスペック株式会社の平成28年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、インスペック株式会社が平成28年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月22日

インスペック株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インスペック株式会社の平成28年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成28年6月24日及び平成28年7月1日開催の取締役会において、平成27年7月24日開催の定時株主総会の委任を受け、第6回ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成28年7月22日開催の定時株主総会において、会社法に基づき、会社及び連結子会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役及び従業員に対し、第7回ストック・オプションとして新株予約権を発行すること並びに募集事項の決定を取締役に委任することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年3月10日

インスペック株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成28年5月1日から平成29年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年11月1日から平成29年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年5月1日から平成29年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、インスペック株式会社及び連結子会社の平成29年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。